

令和6年4月22日
練馬区企画部企画課

石神井庁舎跡敷地活用基本構想の策定に向けた検討支援業務委託に係る プロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「石神井庁舎跡敷地活用基本構想の策定に向けた検討支援業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

石神井庁舎跡敷地活用基本構想の策定に向けた検討支援業務委託

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで

※ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、次年度は随意契約を行うことがある。

(3) 履行場所 練馬区豊玉北六丁目12番1号

(4) 委託内容 委託内容（案）のとおり

(5) 概算経費 12,865,000円（税込）

※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 本業務の位置付け等

応募にあたっては、つぎの内容を踏まえること。

(1) 練馬区公共施設等総合管理計画 50頁

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/gyokaku/shisetsu/kanrikeikaku/sougoukannri.html>

(2) 練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕 令和6年度（2024年度）～10年度（2028年度） 10頁

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/gyokaku/shisetsu/kanrikeikaku/kokyosakutei2023.html>

(3) 石神井庁舎跡施設・跡敷地に関する基本方針

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/keikaku/shisaku/sonota/shakujiikatsuyo/240403111454544.html>

4 参加資格および欠格条項

4-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 東京都、特別区または政令指定都市において公共施設の跡施設・跡敷地活用計画等の策定に向けた検討支援業務を請け負った実績があること。
- (2) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。

4-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

5 選定方法等

5-1 選定日程

1	募集要領等の公表	令和 6 年 4 月 22 日（月）
2	質問受付期間	令和 6 年 4 月 22 日（月）～ 4 月 26 日（金）
3	質問回答予定日	令和 6 年 5 月 2 日（木）
4	参加申込書提出期限	令和 6 年 5 月 9 日（木）
5	提案書類提出期間	令和 6 年 4 月 22 日（月）～ 5 月 21 日（火）
6	一次審査結果通知予定日	令和 6 年 5 月 27 日（月）
7	二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）予定日※1	令和 6 年 5 月 29 日（水）
8	二次審査結果通知予定日	令和 6 年 6 月 5 日（水）

- ※1 参加事業者が4事業者に満たない場合は一次審査と二次審査を合わせて行う一段階審査とする。

5-2 質問・回答

募集に関する質問は質問票（様式1）に内容を簡潔に記入のうえ、以下の内容で行うこと。

(1) 質問期間

令和6年4月22日（月）から4月26日（金）午後5時まで

※期限を過ぎた質問は受け付けない。

(2) 提出方法

電子メールによる。

※電子メールの件名は「【質問】石神井庁舎跡敷地活用基本構想の策定に向けた検討支援業務委託」とすること。

(3) 提出先

練馬区企画部企画課企画担当係

電子メールアドレス KIKAKU02@city.nerima.tokyo.jp

(4) 回答予定日

令和6年5月2日（木）

(5) 回答方法

区ホームページにて、寄せられた質問および回答を公表する。

5-3 応募手続

参加を希望する事業者は、つぎの書類を提出すること。

(1) 参加表明書（様式2）

ア 受付期間

令和6年4月22日（月）から5月9日（木）午後5時まで

イ 提出方法

電子メールによる。

※電子メールの件名は「【参加表明書】石神井庁舎跡敷地活用基本構想の策定に向けた検討支援業務委託」とすること。

ウ 提出先

練馬区企画部企画課企画担当係

電子メールアドレス KIKAKU02@city.nerima.tokyo.jp

(2) 提案書類の提出

ア 受付期間

令和6年4月22日（月）から5月21日（火）午後5時まで

イ 提出方法

電子メールによる。

※電子メールの件名は「【提案書類】石神井庁舎跡敷地活用基本構想の策定に向けた検討支援業務委託」とすること。

※区が受信できる電子メールの容量は10MBを上限とする。データ容量が10MB以上になる場合は、電子メールを分割することとし、分割件数が分かるようにすること。

※提案書類のファイル名は、次ページ「(4) 提出書類」にあわせること。

ウ 提出先

練馬区企画部企画課企画担当係

電子メールアドレス KIKAKU02@city.nerima.tokyo.jp

(3) 提案書類内容

つぎの内容を盛り込むこと。

ア 別紙「委託内容(案)」を踏まえた事業の提案

イ 業務執行における社内の支援体制

ウ 担当者が業務を執行するにあたっての必要な資格

エ 業務執行スケジュール

(4) 提案書類

事業提案に関する書類	事業提案書表紙(様式3)
	会社概要(様式4)
	事業提案書((5)提出にあたっての注意事項参照)
	他自治体における類似業務受託実績(様式5)
	本業務を担当する職員における類似業務の経験、実績および所有資格(様式6)
	業務実施体制(様式7)
	見積書(様式自由)
法人の資格に関する書類	直近の決算報告書(貸借対照表等の税務申告書類一式、営業報告書、付属明細書、キャッシュフロー明細書)
	東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し(裏面印鑑証明部分を含む)
	区内に本店を有することを証する公的な書類(登記簿謄本等) ※該当する者のみ提出すること

(5) 提出にあたっての注意事項

ア 受付期間後の提案書類の差し替えおよび再提出は認めない。

イ 「事業提案書」は、20ページ以内(表紙を除く)とすること。

5-4 一次審査

参加資格を満たす者について、提出書類に基づき審査・評価を行い、3事業者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和6年5月27日（月）頃に通知する。

5-5 二次審査

(1) 優先候補者の選定

一次審査を通過した者について、令和6年5月29日（水）に、事業提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行う。区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、評価が最も高い事業者を第一優先受託候補者、次点の事業者を第二優先受託候補者として選定する。

(2) 選考時間

1事業者あたり35分間（プレゼンテーション20分間、ヒアリング15分間）とする。

(3) 説明者

本業務を受託したときに主な担当となる者とし、3名以内とする。

(4) 備品等

プレゼンテーションにあたり、パソコン等の機器は使用可とし、スクリーンとプロジェクターは区が用意する。なお、パソコンを使用する場合には各事業者が持参すること。

(5) 二次審査の結果通知

審査結果は令和6年6月5日（水）頃に通知する。

5-6 評価項目

(1) 一次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none">・ 事業効率の状況・ 資金力の有無・ 借入金の返済能力の有無・ 経営の安全性
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・ 東京都、特別区、政令指定都市における業務実績
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ 業務執行体制、要員配置の妥当性・ 要員の研修体制、スキル・ 個人情報保護体制
提案内容	<ul style="list-style-type: none">・ 委託目的との整合性

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務内容の理解度 ・ 提案内容の具体性 ・ 提案内容の実現性
見積価格	概算経費以内であるか
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民雇用の促進 ・ 再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	・ 区内に本店を有する
その他	・ 地域貢献、社会貢献、環境配慮

(2) 二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業効率の状況 ・ 資金力の有無 ・ 借入金の返済能力の有無 ・ 経営の安全性
業務実績	・ 東京都、特別区、政令指定都市における業務実績
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行体制、要員配置の妥当性 ・ 要員の研修体制、スキル ・ 個人情報保護体制
受託への意欲・熱意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容の説得性、実現性 ・ 業務履行における創意工夫、独創性
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託目的との整合性 ・ 業務内容の理解度 ・ 提案内容の具体性 ・ 提案内容の実現性
担当者評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務責任者の知識、経験、実績 ・ 従事者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	・ 説明、受け答えの的確性、説得力
見積価格	・ 見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民雇用の促進 ・ 再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	・ 区内に本店を有する。
その他	・ 地域貢献、社会貢献、環境配慮

6 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、企画提案内容を踏まえ、委託内容の詳細を調整し、決定する。受託候補が本件の契約を辞退した場合もしくは契約締結前に、区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の事業者を新たに受託候補者とすることができる。

7 情報公開、個人情報の保護・管理および情報セキュリティの確保について

本件については、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき公開する。また、個人情報の保護・管理および情報セキュリティ水準の確保については、「情報の保護および管理に関する特記事項」による。

8 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類のデータは返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類データの提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いにするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

9 問い合わせ先・担当

練馬区企画部企画課企画担当係 三原、宅間

電話 03-5984-2448

電子メールアドレス KIKAKU02@city.nerima.tokyo.jp